

改 正 案	現 行
<u>(手数料等)</u> 第17条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。 (1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書1件につき300円 (2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる行政文書等の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の開示の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。)から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの行政文書の開示の実施に係る手数料は、無料とする。 2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。 3 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 4 行政文書の写し並びに行政文書を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。 (香芝市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)	<u>(開示手数料等)</u> 第17条 行政文書の開示については、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。ただし、当該行政文書の写し並びに当該行政文書を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの交付以外の方法による開示については、無料とする。 2 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 3 行政文書の写し並びに行政文書を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。 (香芝市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)
第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関	第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関

改 正 案	現 行
は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第24号）第２条に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 （１） 審査請求が不適法であり、却下する場合 （２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） ２ 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第29条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 ３ 第１項の規定により諮問をした実施機関_____は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。 （１） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。） （２） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） （３） 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第24号）第２条に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 （１） 審査請求が不適法であり、却下する場合 （２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） ２ 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第29条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 ３ 第１項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。 （１） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。） （２） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） （３） 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）